

編集委員会規約

令和8年7月5日制定

- (1) 編集委員会は、理事会の承認と会長の委嘱を受けた下記の委員から構成する。
 - ① 理事委員
 - ② 理事以外の委員
- (2) 編集委員長は常任理事が務める。
- (3) (1)②の「理事以外の委員」の選出については、編集委員会の合議を経て候補者を決定し、理事会において承認を経て、会長が委嘱する。
- (4) 編集委員会の定員は10名を上限とする。
- (5) 編集委員長、編集委員の任期は3年とする。いずれも再任を妨げないが、原則として連続2期を超えることはできない。
- (6) 編集委員会は学会誌『道徳と教育』の編集業務及び投稿原稿の査読審査を行う。
- (7) 『道徳と教育』は年1～2回発行する。
- (8) 本規定の改廃は、理事会における審議によるものとする。

「日本道徳教育学会賞」規約

令和8年7月5日制定

- (1) 選考委員会を設ける。選考委員は会長が理事会の承認を得て、理事の中より若干名委嘱する。任期は3か年とし、重任を妨げない。
- (2) 選考委員会は該当原稿及び論文の査読審査を行い、該当者を理事会に推薦する。
- (3) 該当原稿及び論文とは、本学会賞用に応募されたもの及び当該年次に発行された『道徳と教育』誌上で発表されたものを指す。
- (4) 本規定の改廃は、理事会における審議によるものとする。

支部規約

令和8年7月5日制定

- (1) 支部を結成したい者は理事会に申し出、その承認を得なければならない。
- (2) 支部の活動は支部長の責任とする。
- (3) 毎年度、前年度の活動・会計を理事会に報告し、理事会の承認を得なければならない。
- (4) 本規定の改廃は、理事会における審議によるものとする。